

類型	一般型	
		賃金引上げ特例
補助率	2/3	赤字事業者は 3/4
補助上限	50万円	200万円
インボイス 特例	上記補助上限額に 50 万円を上乗せ 2021 年 9 月 30 日から 2023 年 9 月 30 日の属する課税期間で、一度でも免税事業者であったもの、または2023年10月1日以降に創業した事業者が適格請求書発行事業者の登録を行っている場合	
追加申請 要件	-	補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の事業場内最低賃金より+50円以上であること。

類型	創業型
補助率	2/3
補助上限	200万円
インボイス 特例	上記補助上限額に 50 万円を上乗せ 補助事業の終了時点において「適格請求書発行事業者」の登録を受けている場合
申請要件	特定創業支援等事業による支援を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去1か年の間である事業者